

欧州連合（EU）における知的財産権活用のための法制度整備について（その1）

——主に税関措置に関する規則に着目して——

国際第2委員会
第2小委員会*

抄録 欧州連合（EU）成立以後、単一市場として発展をとげたEUにおいて、EU域内での製品の流通は原則として自由である。それを逆手に取られ、模倣品・海賊品について取締が十分でない国から入ってきた模倣品・海賊品がEU域内で自由に流通することで、消費者に対する危険性の増加などが大きな社会問題となっていた。

これに対策すべく、EUでは「税関の処置に関する規則COUNCIL REGULATION (EC) No 1383/2003」（以下、規則1383/2003という）および「知的財産権の執行に関する指令DIRECTIVE 2004/48/EC」（以下、指令2004/48という）を規定し、対策を講じている。

今回は、規則1383/2003の特徴およびこの規則の影響などについて紹介する。

目次

- | | |
|---|---|
| 1. はじめに | 5. 知的財産権の執行に関する指令2004/48 EC の紹介 |
| 2. EUにおける統治制度と模倣品・海賊品への取組 | 5.1 背景 |
| 2.1 魅力的な単一市場，EU | 5.2 特徴 |
| 2.2 EUの統治の仕組み | 6. 各国の指令の履行状況と、旧法からの変更点 |
| 2.3 欧州委員会による模倣品・海賊品対策強化の取組 | 6.1 オランダ |
| 2.4 EU法令における規則（Regulation）と指令（Directive）の意味 | 6.2 フランス |
| 3. 税関の処置に関する規則1383/2003の導入背景と手続きの紹介 | 6.3 イタリア |
| 3.1 税関の処置に関する規則の歴史 | 6.4 イギリス |
| 3.2 規則1383/2003の特徴の詳細 | 6.5 スペイン |
| 3.3 税関の処置に関する規則の申請手続き（第5～8条） | 6.6 ドイツ |
| 3.4 規則1383/2003の影響 | 7. その他：Criminal sanctions（刑事的制裁）に関する内容，現状について |
| 3.5 反模倣団体について | 8. おわりに |
| 3.6 具体的活用例 | （以上，7月号掲載） |
| 4. 税関の処置に関する規則1383/2003の課題（以上，本号掲載） | 1. はじめに |

欧州連合（European Union，以下EU）は、

* 2007年度 The Second Subcommittee,
The Second International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

単なる国家の同盟でもなければ連邦国家でもない、従来の法律上の分類のいずれにも当てはまらない全く新しい種類の組織である。そのEUが達成した最も重要な成果の一つとして、単一市場EUがある。この単一市場EUを拡大しつつ、より魅力的な市場とするためには、域内における技術革新と投資が推奨される環境を創造することが必要である。ところが、特に、EU域内における知的財産権の執行の法制度に関するEU加盟国間の格差を利用して域内で流通していた模倣品、海賊品の存在は、単一市場EUへの投資やイノベーションを減退させ、職を失わせ、消費者に危険を生じさせる等、EUにおいて社会問題となっていた。この模倣・海賊行為と闘うため、知的財産権の執行手段に関する法制度に関して高度でかつ一様な保護がEUレベルで求められていた。

本稿では、EUの行政機関である欧州委員会により提案され、すでに履行されている模倣・海賊行為と戦うための戦略的な取組を、2回に分けて紹介する。具体的には、本号では、その戦略的取組の施策の一環として模倣や海賊行為の撲滅を目的として採択された「税関の処置に関する規則1383/2003」を紹介し、7月号では、「知的財産権の執行に関する指令2004/48」に関して、その概略、効果、各国における状況等と、知的財産権侵害者に対する刑事制裁の調和に関する指令に関する現状を紹介する。

本稿は、2007年度国際第2委員会のメンバーである宮浦隆（トヨタ自動車）、井上理香子（日立製作所）、上本浩史（ダイキン工業）、海老原健（旭硝子）、片山義克（塩野義製薬）、澤田寛司（日産化学工業）、奥村正夫（アドヴィックス）、八木栄一郎（キヤノン）、永塚広明（リコー）、中村雄一（NTTドコモ）の執筆によるものである。

2. EUにおける統治制度と模倣品・海賊品への取組

2.1 魅力的な単一市場，EU

EUは2006年現在、27カ国、人口約4.6億人からなる。EUを単一市場としてみた場合、GDPは米国と同等の14兆5千億USドル（以下ドル）であり、経済成長の著しい中国と比べても、すでに6倍以上の市場規模がある。また、人口一人あたりGDPは日本に準じる水準であり、中国と比べても約15倍となる約3万ドルである。このように、単一市場としてみたEUは、米国と同等の経済規模を持ち、かつ、日本とほぼ同等の人口一人あたりGDPの水準を有する洗練された良質の消費者からなる、魅力的な販売市場であるといえる。

表1 日本・主要国における基礎的指標（2006年）

国・地域	人口（億人）	名目GDP（兆US\$）	一人当GDP（千US\$）
EU	4.6	14.5	29
米国	3.0	13.2	44
日本	1.3	4.3	38
中国	13	2.2	2
ロシア	1.4	1.0	7
インド	11	0.8	0.8

JETRO等のHP資料¹⁾より当委員会にて作成

2.2 EUの統治の仕組み

EUは、パリ条約やマーストリヒト条約など過去50年以上にわたって結ばれた一連の条約がその基礎となっており、これら条約の規定に基づき、EU加盟国はその国家主権の一部をEU共通の機関に移譲している。EUの政策一般は、各加盟国政府を代表するEU理事会、EU市民を代表する欧州議会、EU全体の利益を代表し、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

各加盟国政府から独立した機関である欧州委員会の3つの主要機関が決定する。これら機関の機能は以下の通りである。

- EU理事会 (The Council of the European Union) : 閣僚理事会とも言われるEUの主たる意思決定機関。立法および予算に関する責任を欧州議会と共有する。
- 欧州議会 (The European Parliament) : EU市民を代表し、立法および予算に関する責任をEU理事会と共有する。EUの諸活動に関する政治的監督権を有する。
- 欧州委員会 (The European Commission) : EUの共通利益のために行動することを義務づけられるEUの行政機関。法案の発議権を持つEU内唯一の機関。EU理事会等で採択された規則や指令が加盟国で実施されているかどうかを監視する。適切に執行されていない場合、違反者を欧州司法裁判所に提訴し、遵守を求めることができる²⁾。

2.3 欧州委員会による模倣品・海賊品対策強化の取組

欧州委員会は1998年10月15日、“Combating Counterfeiting and Piracy in the Single Market”と題する以下を目的とする政策文書 (Green Paper)³⁾ を発行した。

- 単一市場EUにおける模倣・海賊行為の経済的影響の評価
- 模倣・海賊行為の取締に関する現行法の再検討と、改正すべき法律の特定
- 単一市場EUの成功のため、模倣・海賊行為に関するEUレベルの施策の必要性の調査

欧州委員会は、この政策文書において、例えば、「模倣や海賊行為は、単一市場EUが正常に機能する妨げとなり、特に、国別の法制度の格差の悪用を通じたそれら行為は、貿易の偏向や競争のゆがみを生み、単一市場EUの透明かつ均一な競争を保証していない。この問題の放置

は、単一市場EUの信用を失墜させ、結果としてEUへの投資の減少や企業による革新・創造への支出の減少へつながり、経済的社会的に直接大きな影響を与える」と述べ、模倣や海賊行為の放置は、単一市場EUの成功にむけた障害となると警告している。

欧州委員会はこの問題提起後、利害関係者と協議を重ね、2000年11月30日に模倣品・海賊品撲滅に向け必要なアクションプランをまとめた文書を発行した⁴⁾。その文書において、EU加盟国における知的財産権の保護レベルの格差、特に知的財産権の執行の法制度に関する国家間の違いを無くし、制度の調和を図ることを含む、模倣品・海賊品の単一市場EU域内における流通を撲滅するための包括的な戦略が示された。具体的な項目は以下の通り。

- ① 模倣品・海賊品の新たなEU域内への流入を防ぐため、模倣品・海賊品の各国税関における差押え手段の容易化、手続きの簡素化
- ② すでにEU域内へ流入した模倣品・海賊品を取り締まるため、EU各国における知財侵害訴訟手続きの調和
- ③ 知的財産権侵害者に対する刑事制裁の調和
- ④ EU以外の模倣品・海賊品の流入関係国との政治的対話

この戦略の発表後、①に関しては、2003年7月22日に規則1383/2003⁵⁾ が欧州理事会において採択され、②に関しては、2004年4月29日に指令2004/48⁶⁾ が欧州理事会および欧州議会において採択された。③に関しては、欧州委員会が制裁を決める権限があるのかといった論争があり、2008年3月末現在、まだ採択はされていない。④に関しては、EU理事会メンバが現在トップレベルの外交を行っている。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2. 4 EU法令における規則 (Regulation) と指令 (Directive) の意味

本稿で紹介する規則1383/2003における“規則 (Regulation)”, および指令2004/48における“指令 (Directive)”はそれぞれ、以下の意味がある。

・規則 (Regulation) : 加盟国の国内法の制定を要することなく、直接、加盟国に適用される。さらに、規則の効果を減退する国内法の制定が禁止される。

・指令 (Directive) : 加盟国は「達成されるべき効果」のみについて、国内法・規制を“指令”に従って改定しなければならない。“指令”の内容は最低要求であり、各国は国内法・規制をより厳しくすることができる。

なお、各国の国内法への対応は、“指令”が Official Journal (日本における官報) に発表された日から原則として、3年以内に行わなければならない。

3. 税関の処置に関する規則1383/2003の導入背景と手続きの紹介

2. 3に記載した政策文書を受け、規則COUNCIL REGULATION (EC) No 1383/2003が欧州議会において採択されたが、EUにおける税関の処置に関する規則は、規則1383/2003以前から存在している。そこでまず本章では、EUにおける税関の処置に関する規則の歴史を紹介する。

続いて、規則1383/2003の特徴を紹介し、本制度に基づく税関措置の申請手続きを簡単に紹介する。

更に、2000年以降における、EU各国の税関の処置に関するデータを参照し、規則1383/2003履行前後における変化を確認する。

加えて、本制度の活用を考える企業のため、模倣品・海賊品の取締を権利者に代わって行う

団体を紹介する。

3. 1 税関の処置に関する規則の歴史

(1) 第1世代：規則3842/86 (1986年12月1日採択)

本規則の下では、商標権者は各国法の下、各国市場における侵害品の流通を未然に防ぐため、税関において侵害品を差押えておくよう税関に要求することができた。しかしながら、商標権者が侵害品を特定する必要がある等、制度の活用に当たり、商標権者側の負担が大きく、あまり活用されていなかった。

(2) 第2世代：規則3295/94 (1994年12月22日採択)

本規則では、EU域内での模倣品・海賊品の自由流通、輸出、再輸出あるいは一時流通を止める手段が規定されている。対象となる権利が、著作権、著作隣接権、意匠権にまで拡大された。特筆すべきは、権利者による申請書の提出又はその申請の承認前に、税関の職権による模倣品・海賊品の差押えを行う手続き (Ex officio Procedures) が初めて採用されたことである。

1999年には、規則3295/94が修正され、税関の処置に関する規則の対象となる権利が、特許権、欧州共同体商標、補完保護証 (日本における存続期間延長登録) にまで拡大された (規則241/99 1999年1月25日採択)。

また欧州共同体商標に基づく税関の処置については、商標権者が一つの申請書でEU域内の全ての税関に対して申請できるようになった。

(3) 第3世代：規則1383/2003 (2003年7月22日採択)

その後、更に改正され、現行の“税関の処置に関する規則1383/2003”が発効されるに至っている⁷⁾。

以下、規則1383/2003の特徴的な内容について

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て、条項順に説明する。

3. 2 規則1383/2003の特徴の詳細

(1) 保護対象権利の拡大 (第2条)

上記第2世代の規則3295/94において、税関の処置の対象となる権利は、商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、特許権、補完保護証、欧州共同体商標であったが、規則1383/2003において、その対象となる権利がさらに、欧州共同体意匠、登録植物品種、共同体登録植物品種および地理的表示・原産地表示、共同体法に基づく地理的表示・原産地表示まで拡大された。

(2) 税関による職権手続き (Ex officio Procedures) の拡張 (第4条)

本手続きは、規則3295/94において初めて導入された規定(規則3295/94:第4条)である。規則3295/94において税関は、権利者による申請書の提出、又はその申請の承認前に、物品が権利者の権利を侵害しているという明白な理由があれば、職権に基づき、3営業日の間、物品の解放の停止・留置を行うことができた。これは権利者が適切な申請書を税関に提出するための期間を確保するためである。

本手続きは、規則1383/2003でも踏襲されているが、規則1383/2003では物品が権利者の権利を侵害しているという十分な理由があれば、職権により被疑物品を差押えることが可能となっており、第2世代の規則に比べて税関による職権手続きの適用条件が大幅に緩和されている。

(3) 税関に提供される情報の質向上 (第5条)

権利者は、税関が対象物品を容易に認識できるよう、物品の正確かつ詳細な説明、欺網の種類又は形態に関して権利者が保有する全情報、権利者によって任命される連絡先人物の氏名および住所の情報を申請書に記載しなければならない。また権利者は、物品の予定搬入日又は予

定搬出日、利用された輸送手段等の保有する全情報を税関に提供することもできる。本条項により権利者から税関に提供される情報の質の向上が図られている。

(4) 申請費用負担の軽減 (第5条(7))

規則1383/2003から申請手数料(国数によらず)が無料となった。また、権利者による申請時の保証金納付も不要であり、権利者の申請時におけるコスト負担が減り、より申請しやすい制度となっている。

(5) 権利者による侵害品のサンプル分析の許可および、侵害立証のための情報の取得 (第9条)

権利者が被疑物品の侵害を確認するためにサンプルが必要な場合には、税関は権利者からの要請に応じて、国内法下の規則に準じて権利者に対してサンプルを提供できる。ただし権利者は、分析のためにサンプルを破壊した場合等を除き、分析完了後にサンプルを税関に返却しなければならない。

また、EU各国の国内法の下で知的財産権が侵害されたか否かを立証するために、権利者からの要請に応じ、EU各国の国内法の規定に準じて、税関または申請書を処理した管轄税関部署は物品の受託者、委託者、申請者または保有者の氏名および住所並びに被疑物品の原産および出所を、権利者に知らせることができる。

本規定は規則1383/2003の中核の条項であり、これにより権利者は、税関から被疑物品のサンプルを入手して知的財産権侵害の有無を確認することができる。さらに侵害立証のために必要であれば、申請者は物品の受託者、委託者、申告者または保有者の氏名および住所並びに知的財産権の侵害の疑いのある物品の原産および出所に関する情報を、税関がすでにそれら情報を有している場合は、得ることができる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(6) 簡略化された手続き (Simplified Procedure) の導入 (第11条)

税関が物品の解放の停止・留置を行った場合には、加盟国は国内法に準じて、権利者の合意による簡略化された手続を規定することができる(任意規定)。本条により税関は、知的財産権が国内法下で侵害されたか否かの司法判断なしに、物品を税関管理下で破壊するため、物品の保有者から放棄させることができる。

本条項の適用を受けるにあたり、権利者は、原則として税関からの差押え又は留置の通知受領後10営業日以内に、物品が知的財産権を侵害する旨を書面によって税関に知らせ(侵害する旨を説明するレベルで可、侵害訴訟を提起していることまでは要求されない)、かつ、物品の申告者、保有者又は所有者の物品を破壊するために放棄する旨の書面による合意を税関に提供する必要があります。なお、上記合意は、物品の申告者等から所定期間内に異議がなければ受諾されたとみなされる^{7), 8)}。

ところで、意匠権、特許権、補完保護証、又は、植物品種権に関わる被疑物品の保有者等は、保証金の提供により物品の解放の停止・留置を終了させることができるため(第14条)、これら権利に基づいて税関処置を申請する権利者は、侵害者に模倣品等を市場に流入させまいと迅速な対応を取る必要がある。

侵害品の破壊は原則として、権利者の費用負担および責任の下に実施され、税関の責任負担はない。

(7) 税関から権利者へ提供された情報の乱用防止 (第12条)

個人データ等の保護に関する各国内法の規定に準じ、各国税関は権利者からの要請に応じて、物品の受託者、委託者等の氏名、物品の原産および出所を権利者に知らせることができる(9条)。これにより権利者は、侵害品の流通ル-

ト等を特定することが容易になると考えられる。但し、権利者は、例えば訴訟に必要な情報(第10, 11, 13条等)に規定された目的に合致する場合のみ、上記情報を利用することができる旨が本条に規定されており、権利者による情報の乱用防止が図られている。

(8) 物品の解放又は留置の終了 (第13条)

税関が、原則として税関からの差押え又は留置の通知受領後10営業日以内に、知的財産権が国内法の下に侵害されたか否かを判断するための手続き(侵害訴訟の提起まで行かない仮手続きを含む)が開始された旨の通知を受領していないとき、又は簡略化された手続きに関する権利者の合意を受領していないときには、税関における全ての形式的手続きの完了を条件に、物品の差押えおよび留置が終了し、通関される⁸⁾。

3. 3 税関の処置に関する規則の申請手続き (第5～8条)

(1) 税関の処置に関する規則に基づく税関に対する申請手続きは以下の通りである。

① 権利者(申請者)は、各加盟国における税関に対して税関措置を求める申請を行う(第5条(1))。申請者が欧州共同体商標権、欧州共同体意匠権、欧州共同体法に基づく植物品種権、欧州共同体で保護される原産地表示もしくは地理的表示の権利者(欧州共同体で保護される権利の権利者)であるときは、申請書を提出する加盟国の税関に加えて、他の加盟国の税関に対する申請も同時に行うことができる(第5条(4))。申請書類のフォーマットは、規則EC/1891/2004の付属書類I(ANNEX I)および付属書類II(ANNEX II)に掲載されている⁹⁾。この規則1891/2004は、本規則1383/2003を実行するにあたり具体的な申請事項、申請フォーマット等を統一的に規定したものである。

② 付属書類Iは、個別の国単位で成立して

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いる権利に基づく申請書であり、対象となる権利は、商標権、意匠権、著作権、特許権、植物品種権等である。申請者はEU各国に有する権利に基づいて、各国の税関に、申請書を提出する。すなわち、国内制度に基づいて保護される特許権等は、付属書類Ⅰに基づき、EU各国ごとに申請する必要がある。

③ 付属書類Ⅱは、欧州共同体として成立している権利等に基づく申請書であり、対象となる権利は、欧州共同体商標権、欧州共同体意匠権等である。付属書類Ⅱを用いて複数国の税関に対して同時に申請したい場合には、申請者は申請書に記載されている各国の国名のチェックボックスをチェックし、いずれかの国の税関に申請書を提出すればよい。また複数国に申請する場合には、申請者は各国における連絡先（現地代理人）を併せて記入する必要がある。各国の現地代理人を通じて税関との対応が十分にできなければ、各国税関で物品の解放の停止・留置を適切に行うことが困難になるからである。

④ 上記申請書において、申請者は、税関が対象物品を容易に認識できるように必要な情報を開示する必要がある。具体的な開示項目は、本規則の第5条(5)に例示されており、申請者は、“物品の正確な説明”、“対象権利の説明”等の項目を詳細に記載する。

(2) 税関は、申請書の受理の決定を、受理日から30営業日以内に申請者に書面で通知する(第5条(7))。この条項により税関での申請の早期受理処理が担保され、申請者は早期に申請の受理結果を知ることができる。

(3) 物品の解放の停止・留置が、権利者の作為等による場合、または侵害していないと認められた場合に、権利者は責任を引き受ける旨の宣誓文を国内法に従い税関申請時に添付して提出する(第6条)。提出フォーマットは、規則1891/2004の付属書類(ANNEX I - B, ANNEX II - B)に記載されている⁹⁾。

(4) 複数国に申請を行う場合には(第6条(2))、権利者は、必要な翻訳を提供しその費用を負担することに合意することが必要である。翻訳書類については、原則、権利者が各国の税関に送付する(第8条(2))。

3. 4 規則1383/2003の影響

以下、欧州委員会の税制・税関同盟総局(The Taxation and Customs Union Directorate-General)が年次報告としてまとめている統計データ¹⁰⁾に基づき、規則1383/2003の条項の特徴が反映されたものと考えられるデータを確認する。

なお、以下の統計データについて、より詳しくはEU委員会の統計データを参照いただきたい。

(1) 税関の処置に関する申請手続の簡略化について

図1に、EU税関差押えの申請件数の2000年から2005年までの推移を示す。

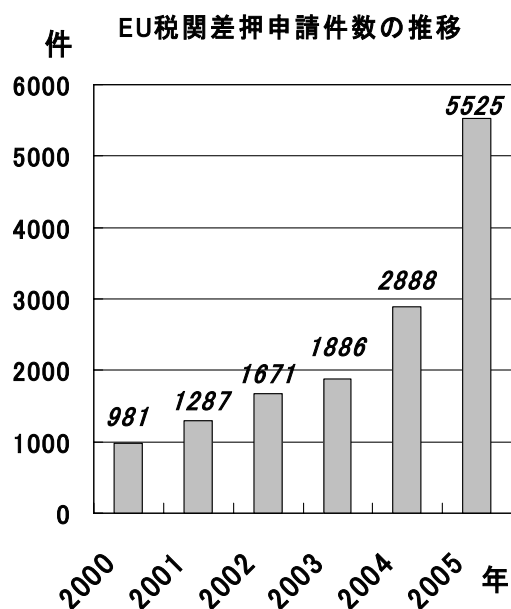


図1 差押え申請件数の推移

申請件数は、統計が取られ始めた2000年以降、一貫して伸びているが、2004年以降はその伸び

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

方が加速しており、規則1383/2003の申請費用負担の軽減（第5条(7)）等の効果が現れていると言える。

(2) 権利者による侵害品のサンプル分析の許可、税関による職権手続き (Ex officio Procedures) の拡張

図2に、EU税関における差押え件数の推移(2000～2006年)を示す。なお、「件数」とは差押え事件の数であり、差押えられた物件の数ではない。

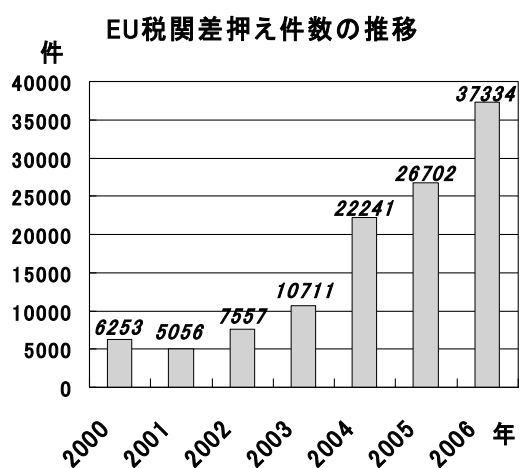


図2 EU税関差押え件数の推移

図2が示すとおり、差押え件数は2003年から2004年にかけて2倍に増えており、その後も一貫して増加している。規則1383/2003では、権利者による侵害品のサンプル分析の許可（第9条）、職権による差押えの要件の緩和（第4条）および税関に提供される情報の質向上（第5条）といった、知的財産権侵害の有無の確認の容易化が図られており、その効果が現れているといえる。

図3に、図2の全体の差押え件数のうち、職権 (Ex officio) による差押え件数の推移(2000～2006年)を示す。(図2の全体の差押え件数から権利者の申請に基づく差押え件数を引いた数値)

職権による差押え件数は、2003年から2004年

職権による差押え件数の推移

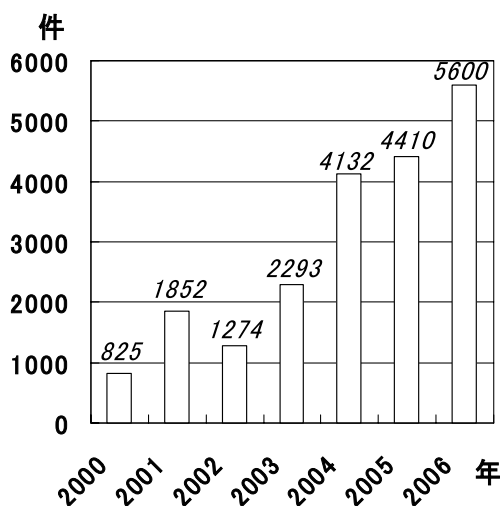


図3 職権 (Ex officio) による差押え件数の推移

にかけて、ほぼ倍近い増加を見せており、その後も一貫して増加傾向にある。このことから、規則1383/2003の税関による職権手続きの拡張（第4条）により、税関による職権手続きの条件の緩和に伴い、税関による職権差押え件数が増加していることが確認できる。

(3) 差押え事件において行使された知的財産権の内訳

EU税関差押えにおいて行使された知的財産権の件数に占める内訳は、商標権、著作権（隣接権含む）、意匠権、特許権（補完保護証含む）の4種類について、2000年から2005年まで統計が取られている。これによると、権利の内訳は商標権が74%～83%と圧倒的に多く、著作権が5%～14%、意匠権が0.5～7%、特許権が1～5%となっている。

意匠権については、2000年の6%をピークに、2002年にかけて0.5%にまで落ち込んでいたが、2003年に1.5%、2004年に2%、2005年に7%と増えてきている。これは規則1383/2003で共同体意匠が権利行使可能になったためであると思われる。

特許権については、統計が取られている4種

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

類の知的財産の中でもっとも割合が低いが、その中でもデンマーク、ドイツ、オランダ、イタリア、イギリス、スペインといった国では、特許権が行使される割合がそれ以外の国に比較して高い。

第2世代の規則において対象となる権利は、商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、特許権、補完保護証、欧州共同体商標であったが、規則1383/2003において、対象となる権利がさらに、欧州共同体意匠、登録植物品種、共同体登録植物品種および地理的表示・原産地表示、共同体法に基づく地理的表示・原産地表示まで拡大された。しかし、規則1383/2003においても、税関処置に関しては、商標権に基づく制度の活用が主であることは変わらないようである。

(4) 仕出国の内訳

次に、EU税関で差押えられた物品の仕出国（生産国または中継国）の内訳を表2に示す。

表2より、仕出国（生産国または中継国）は、2003年まではタイの割合が最も高かったが、2004年から中国が最も高い割合となっている。

規則1383/2003では、3.2(3)で述べた通り、

税関に提供される情報の質向上が図られ、権利者は、物品の予定搬入日又は予定搬出日、利用された輸送手段等の保有する全情報を税関に提供することができる。また、3.2(5)で述べた通り、権利者は侵害立証のための情報の取得が容易となり、税関または申請書を処理した管轄税関部署は、物品の受託者、委託者、申請者、または保有者の氏名および住所並びに被疑物品の原産および出所を、権利者に知らせることが求められている。従って、規則1383/2003の履行に伴い、より正確な仕出し国の把握が可能になったといえる。

3.5 反模倣団体について

模倣品・海賊品の取締を権利者に代わって行う団体、いわゆる反模倣団体が存在する。反模倣団体については、「国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)」のWebサイト¹¹⁾の中に団体がリストアップされており、また、それぞれに関する日本語による紹介文がリンクされている。

例えば、その中の1つであるSNB-REACTはオランダを起源とするもので、紹介文によれば、年間2000ユーロ（2007年末現在）の会費を支払

表2 EU税関差押え件数に占める仕出国の割合 (%)

年度	国名							
	%							
2000	タイ 26%	チェコ 13%	米国 10.5%	中国 8%	トルコ 6%	ポーランド 5%	香港 4%	他 27.5%
2001	タイ 23%	中国 18%	トルコ 8%	香港 5%	チェコ 4%	台湾 3%	米国 3%	他 36%
2002	タイ 43%	中国 15%	トルコ 8%	香港 5%	マレーシア 3%	チェコ 2%	米国 2%	他 22%
2003	タイ 28%	中国 18%	トルコ 6%	香港 6.5%	マレーシア 5%	パキスタン 3%	米国 2.5%	他 31%
2004	中国 30%	タイ 20%	香港 8%	トルコ 7%	米国 4%	マレーシア 3%	インド 2%	他 26%
2005	中国 38%	タイ 10%	香港 8%	トルコ 7%	米国 4%	マレーシア 4%	アルジェリア 3%	他 26%

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

うことにより、①税関等の執行機関による捜索活動の支援、②模倣品調査、③侵害物品の鑑定、④税関や他の執行機関との情報交換、交流促進、⑤法的手続に関する支援、⑥調査員と執行機関に対するトレーニング活動、⑦助言、⑧国内法改善へのロビー活動、の8種類のサービスを行っている。

模倣品・海賊品の差押えなどを行いたくても経験や人的・金銭的リソースが不足しているなどの理由で躊躇するというケースがあると思われるが、そのような場合に、このような「反模倣団体」を活用するのも1つの手段であると思われる。

3. 6 具体的活用例

欧州の法律事務所からの情報によると、規則1383/2003の活用に関して、例えば、ある欧米医薬品企業は、EU加盟国全てで特許権を取得し、共同体商標などと併せて税関に登録し、模倣品、海賊品のEU域内への流入、EU域内での流通を防いでいるとのことである。

また、本規則は模倣品、海賊品対策に非常に有益ではあるが、別途、通常では特許侵害訴訟を提訴するために必要な侵害の証拠を得ることが困難な場合や、侵害がまもなく起こりそうな状況で証拠を収集する場合にも利用できる。例えば中国企業によって製造された知的財産権を侵害していると疑われる製品が、英国の展示会に展示される予定で英国に直接輸入されることが予想される時、英国において特許が登録されていれば、特許権に基づいて、規則1383/2003の申請を行い、税関で特許権侵害が疑われる製品を差押え、権利侵害の有無を確認することができる。規則1383/2003では、原則として税関からの差押え又は留置の通知受領後10営業日以内に、知的財産権が国内法の下に侵害されたか否かを判断し、訴訟手続きを進めるか、製品を解放するか決めることができる。

4. 税関の処置に関する規則1383/2003の課題

以上のように規則1383/2003の導入によって、模倣品・海賊品のEU域内への流入をEU各国の税関において未然に防ぐための手続きが更に統一化・簡素化された。特に共同体法に基づく権利を用いる場合には、EU各国へ各々申請を行う必要が無く、1つの申請書で行える利点がある。

また、権利者は、税関から被疑物品のサンプルを入手して知的財産権侵害の有無を確認することができるようになった。さらに、ある条件で、権利者からの要請に応じ、税関はEU加盟各国の国内法に準じて、物品の受託者、委託者、申告者または所有者の氏名および住所並びに知的財産権の侵害の疑いのある物品の原産および出所を権利者に提供できるようになった。

これら利用者の利便性向上につながる制度改正により、権利者は税関の処置に関する申請がしやすくなるとともに、知的財産権侵害品を摘発しやすくなり、模倣品、海賊品のEU域内への流入を、未然に防ぐことができるようになった。

しかしながら課題も残る。例えば、特許権に基づいて規則1383/2003に従って申請する場合、申請するEU加盟国の各国で登録された特許権が必要となる。したがって、特許権に基づいて、特許権侵害品のEU域内への流入を完全に阻止するためには、EU加盟のすべての国で特許権が登録されていなければならない。この点では、共同体商標など共同体の権利に基づいて、規則1383/2003を活用する場合と比べ、不利といえる。欧州における共同体特許制度の早期成立が望まれる。

さらに、総額の費用の点では、複数国の税関に対して同時申請した場合には、付属書類に関する各国翻訳費用、第9条（物品の解放の停止・留置）および第11条（物品の破壊）に従って生じた全費用を負担することに注意する必要

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

がある。

加えて、知的財産権侵害の有無の判断は、規則1383/2003において、その第10条において、EU各国法が適用されることが定められている。従って知的財産権侵害に基づく、模倣品・海賊品に対する差止請求や損害賠償請求が認められるためには、EU各国の司法の判断が必要となる。そのため、権利者としては、EU各国における知的財産権侵害訴訟手続の調和・統一が望まれるところである。この知的財産権侵害訴訟手続の調和に関しては、「知的財産権の執行に関する指令2004/48/EC」が発効されており、次章で紹介する。

注 記

- 1) EUの基礎的経済指標 (http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/eu/stat_01/)
(参考) 日本の指標
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ecodata/pdfs/k_shihyo.pdf
(参考) 日本以外の経済指標
http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/eu/stat_01/
- 2) EUを知るための12章 (<http://www.deljpn.ec.europa.eu/data/current/5-3-1.pdf>) pp.19-20
- 3) Combating Counterfeiting and Piracy in the Single Market
([http://www.ipr-helpdesk.org/documentos/docsPublicacion/pdf/8_d7352_en\[0000000904_01\].pdf](http://www.ipr-helpdesk.org/documentos/docsPublicacion/pdf/8_d7352_en[0000000904_01].pdf))
- 4) Follow-up to the Green Paper on combating counterfeiting and piracy in the single market
(http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2000/com2000_0789en01.pdf)
- 5) COUNCIL REGULATION (EC) No 1383/2003 (http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2003/l_196/l_19620030802en00070014.pdf)
- 6) Corrigendum to Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights. (Official Journal of the European Union L 157 of 30 April 2004)
([http://www.ipr-helpdesk.org/documentos/docsPublicacion/pdf/8_EN\[0000004673_01\].pdf](http://www.ipr-helpdesk.org/documentos/docsPublicacion/pdf/8_EN[0000004673_01].pdf))
- 7) ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS THROUGH BORDER MEASURES (FIRST EDITION)
OLIVIER VRINS AND MARIUS SCHNEIDER (OXFORD UNIVERSITY PRESS)
- 8) Concise International and European IP Law (TRIPS, Paris Convention, European Enforcement and Transfer of Technology) (KLUWER LAW)
- 9) COUNCIL REGULATION (EC) No 1891/2004 (http://www.cpvo.eu.int/documents/News/seminar2005/docs/legislation/REG_1891-2004.pdf#search='1891/2004%20EC')
- 10) the Taxation and Customs Union Directorate-General of the EU Commission (欧州委員会の税制・税関同盟総局による、税関差し押えに関する統計)
http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/statistics/index_en.htm
- 11) 国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) Webサイト (<http://www.iippf.jp/>)

(原稿受領日 2008年3月24日)